

令和 7 年度 就学援助の申請について

広川町教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用（給食費・学用品費等）の一部を支給する『就学援助制度』を実施しています。

つきましては、令和 7 年度分の申請を受付けますので、希望される方は下記により申込みをおこなって下さい。

記

- 1 対象者：小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、収入金額又は所得金額が次の就学援助基準額以下の世帯

[就学援助基準額]

(単位：円)

世帯人数	給与所得の世帯	ひとり親家庭加算世帯	給与所得以外の世帯	ひとり親家庭加算世帯
	収入金額		所得金額	
2人世帯	2,821,286	3,184,142	1,738,880	1,992,880
3人世帯	3,472,560	3,835,416	2,193,880	2,447,880
4人世帯	4,204,889	4,567,745	2,707,120	2,961,120
5人世帯	4,588,389	4,951,245	2,976,480	3,230,480

※6人以上世帯の基準額やその他加算額については別途定めています。ご不明な点についてはお問い合わせください。

2 援助の内容

- ・学校給食費 ・修学旅行、校外活動費の一部 ・義務教育に必要な学用品費 など
- ※援助額や内容は改定されることがあります。

3 受付期間

- ・4月からの認定を希望される場合は、令和7年4月30日（水）までに申請して下さい。
- ※新入学児童生徒学用品費（対象者：新小1・新中1のみ）は、4月認定の方のみ支給となります。
- ・年度途中の申請でも随時受付を行っております。ただし、受付をした月分より適用となります。
- 例）5月に申請・認定→5月分から就学援助費を支給します

4 提出書類

- ・就学援助申請書（広川町教育委員会にあります）
- ・所得課税証明書（令和7年1月1日時点で住所が広川町以外の方）
- ・学校長及び民生委員意見書（必要に応じて提出していただく場合があります）

5 受付場所

広川町教育委員会事務局 子ども課 学校教育係（広川町役場2階） ※郵送可

6 注意事項

- ※前年度に認定された方も、年度ごとに申請が必要になります。
- ※入学支度金の申請をされた方は、再度申請の手続きは必要ありません。

【お問合せ先】

広川町教育委員会事務局 子ども課 学校教育係 TEL 0943-32-1194